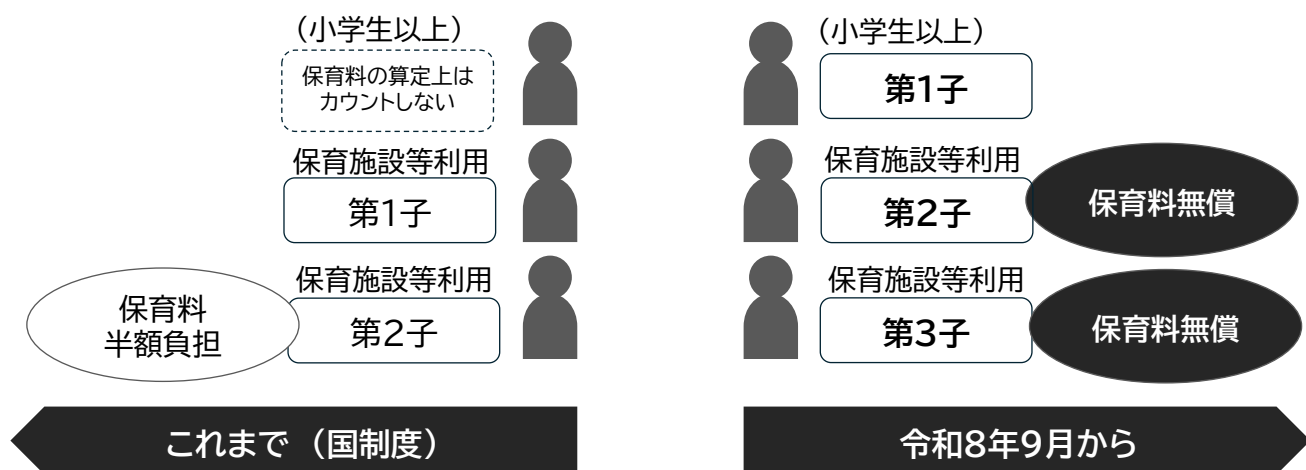


令和8年9月から 第2子以降の保育料を無償化します

令和8年9月の利用分から、保育料を算定するときのこどもの数の数え方が変わります。同一生計のすべてのこどもの数を上から数える方法に見直したうえで、0歳児から2歳児の第2子以降の保育料を無償化します。

また、第3子以降を対象とする3歳以上児の副食費の免除制度についても、こどもの数え方を同じ方法にします。

<保育料の無償化のイメージ(例)>



■ 申請手続きは原則、不要です。

ただし、以下に該当する場合は確認書類の提出が必要となりますので、保育施設等または各区保育給付課・支所保健福祉課にご相談ください。

➤ 第1子が就学や療養等のため、別居している（住民票を別にしている）

- ・ 保育施設等をご利用のお子さんが、第2子以降であることを確認するため、第1子が生計を同一にしている旨を記載した申立書等の提出が必要です。

【注意】

- ・ 保育料の決定に必要な書類が確認できない場合、無償化が適用されない状態で仮決定とする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 保育料の決定に必要な書類が確認できた時点で、当初決定までさかのぼって再算定を行いますので、すみやかにお手続きをお願いします。
- ・ 生計を別にしている子等が同居所に住んでいる場合、保育料の算定においては、きょうだいのカウントに含めません。

第2子以降無償化の対象となる保育施設等は？

認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育(地域枠)、居宅訪問型保育)が対象です。

※ 企業主導型保育事業、認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育(満3歳児クラス)、一時預かり事業、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業については、必要な手続き等が異なりますので、市ホームページをご覧ください。

第2子以降の利用料は、すべて無料になりますか？

0歳児から2歳児で第2子以降のこどもの保育料(主食費・副食費を含む)が無料になります。延長保育料や施設ごとに定める費用(日用品、行事費など)は対象外のため、別途費用をご負担いただきます。

第2子以降無償化の対象になるのは、0歳児から2歳児のこどもだけですか？

このたびの第2子以降無償化は、子育て世帯の経済的な負担を軽減するために仙台市が独自に行うもので、0歳児から2歳児で、保育の必要性の事由及び第2子以降の要件に該当するとともに、こどもと保護者が仙台市に住んでいる場合が対象となります(原則として、仙台市に住民票があること)。

0歳児から2歳児で非課税世帯のお子さんと、3歳児以上のお子さんは、令和元年10月より実施している幼児教育・保育の無償化(国制度)が引き続き対象となります。

小中高生や成人している兄姉がいます。この場合も、兄姉を第1子と数えますか？

はい。生計を同一にしている場合は、兄姉の年齢に関係なく、第1子と数えます。

「生計を同一にしている」子等とは？

日常生活の資金を共有している保護者と生計が同一の子や孫等であれば、年齢に関わらず対象となります。必ずしも同居を要件とするものではなく、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

別居している大学生の兄姉がいます。この場合も、兄姉を第1子と数えますか？

はい。生計を同一にしていることが分かる書類と、申立書等を提出してください。
なお、兄姉が別生計である場合、保育料の算定上はきょうだいのカウントに含めません。

第1子が就学や療養等のため別居している場合の手続きは？

申立書の様式があります。保育施設等または各区保育給付課等にお問い合わせください。
また、申立書に記載されている、第1子の状況に応じた添付書類(別居しているお子さんの在学証明等)をご用意いただく必要があります。

お問い合わせ

詳しくは市ホームページをご覧ください ▶



仙台市こども若者局認定給付課 電話 : 022-214-8655 FAX: 022-214-8784

【申立書について】 各区保育給付課保育係・支所保健福祉課保育給付係

区	電話番号(代表)
青葉区役所	022-225-7211
青葉区宮城総合支所	022-392-2111
宮城野区役所	022-291-2111

区	電話番号(代表)
若林区役所	022-282-1111
太白区役所	022-247-1111
泉区役所	022-372-3111